

第14回 多摩市新型コロナウイルス感染症 対策本部会議【結果】

(第13回は3/19の臨時招集をもって、会議開催とします)

令和2年3月23日(月)
15時20分から
特別会議室

検討事項1 新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言 (2020年3月19日)について

別添資料「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言(2020年3月19日)」のとおり(情報共有)

追加資料「第13回東京都新型コロナウイルス感染症対策本部会議資料」のとおり

検討事項2 各市の状況について

別添資料「26市 公共施設開館状況等調査」のとおり

- ・図書館の開館状況、実施中の業務は、多摩市と概ね対応は変わらない。
- ・公民館、コミュニティセンター等における貸館業務は、対応が分かれている。

検討事項3 臨時閉館している公共施設の取扱い

1 基本方針

多摩市は、東京都の判断と同じく、「感染拡大傾向」にある。

しかしながら、多摩市としては、新型コロナウイルス感染症対策が長期にわたると見積るが、そういった状況の中でも市民活動の場を提供するという市としての役割を果たすため、以下の考え方により、貸館業務の再開を含めた公共施設の開館を進める。

- ▶ 以下の条件を確保した上で、可能な部分を開館する
 - ・ 窓と入口などの2方向を開放可能な部屋であること
(既に開放しているオープンスペース、ギャラリー等を除く。)
 - ・ 利用者に感染予防対策の実施を要請すること
 - ・ 利用者の責任において施設を利用させること
 - ・ 利用者の連絡先を確認すること

※ 開館した結果、り患者が発生する可能性があるため、対応を検討しておく。

2 対象期間
課長会で検討する。

3 具体的方向性

- ・ 「3つの条件が同時に重なる場」を徹底的に回避し開館とする。
- ・ ただし、高齢者や基礎疾患がある方が集う施設、及び、ホール、スポーツジム、ライブハウス、展示商談会、懇親会等と同様な使用方法する施設は引き続き閉館とする。

理由： 第12回会議の結果から「3月16日から3月27日の期間は、閉館している公共施設（貸館部分等）について、新型コロナウイルスの集団感染を引き起こさないよう、どんな工夫をすればリスクを軽減して、公共施設をお使いいただけるか調査する期間」としたことから、原則的には開館する。

※ 想定される継続的に閉館する施設や使用方法：

施設名・利用方法	理由
総合福祉センター	高齢者や基礎疾患がある方が集う施設
ホール	「3つの条件が同時に重なる場」として使用されることが想定される
トレーニングルーム	集団感染が確認された場の共通事項に合致
音楽室として使用する場合	「3つの条件が同時に重なる場」として使用されることが想定される
その他	スポーツジム、ライブハウス、展示商談会、懇親会等と同様な使用方法と認められる場合

4 今後の実施事項

- (1) 具体的な貸出可能施設（区画）の調査
 - (2) 利用者に対する注意事項やチェック表の内容
 - (3) 施設利用者でり患者が発生した場合の対応
- 課長会にて検討する。

検討事項4 新型コロナウイルス感染症対策における補償について

【協議継続】